四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市条例第45号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 四日市市建築基準法等関係手数料条例(平成19年四日市市条例第15号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前
(長期優良住宅普及促進法の規定に基	(長期優良住宅普及促進法の規定に基
づく手数料の種類及び額)	づく手数料の種類及び額)
第3条 (略)	第3条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 長期優良住宅普及促進法第18条第	
1項の規定に基づく許可の申請に対す	
る審査に係る手数料は、別表第6のとお	
<u>りとする。</u>	

## 改正後 別表第6 (第3条第1項及び第4項関係) 種類 額 当該認定申請の前に、住宅の「戸建 長期優良 新 13,500円 住宅普及 築 品質確保の促進等に関する 住棟の総戸数が5以下 4,900円 法律(平成11年法律第81 促進法第 (戸建を除く。)のもの 5条第1 淮 号、以下「住宅品確法」とい 住棟の総戸数が6以上 4,100円 項、第2項 う。) に規定される登録住宅 10以下のもの 性能評価機関(以下「登録住 又は第5 住棟の総戸数が11以 2,700円 宅性能評価機関」という。) 項の規定 上25以下のもの に基づく により長期優良住宅普及促 住棟の総戸数が26以 <u>2,200</u>円 進法第6条第1項第1号に 長期優良 上50以下のもの 住宅建築 掲げる基準に適合した住宅 <u>1,60</u>0円 住棟の総戸数が51以

等計画の		品確法第6条の2第3項に	上100以下のもの	
認定申請		規定する確認書の交付を受	住棟の総戸数が101	1,400円
に対する		けたものである場合又は長	以上200以下のもの	
審査手数		期優良住宅促進法第6条第	住棟の総戸数が201	1,200円
料		1項第1号に掲げる基準に	以上300以下のもの	
		適合した住宅品確法第6条	住棟の総戸数が301	1,000円
		の2第4項に規定する住宅	以上のもの	
		性能評価書の交付を受けた		
		ものである場合		
		その他の場合	戸建	50,900円
			住棟の総戸数が5以下	24,000円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	19,200円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	15,100円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	13,600円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	11,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	10,800円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	10,300円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	9,400円
			以上のもの	
[	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	20,300円
	改	宅性能評価機関により <u>長期</u>	住棟の総戸数が5以下	7,400円
]	築	優良住宅普及促進法 第6条	(戸建を除く。) のもの	
Ž	基	第1項第1号に掲げる基準	住棟の総戸数が6以上	6,100円
Ĭ	準	に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	

	条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	4,100円
	認書の交付を受けたもので	上25以下のもの	
	<u>ある場合</u>	住棟の総戸数が26以	3,300円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	2,500円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	2,100円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	1,800円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	1,500円
		以上のもの	
	その他の場合	戸建	76,400円
		住棟の総戸数が5以下	36,000円
		(戸建を除く。)のもの	
		住棟の総戸数が6以上	28,800円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	22,700円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	20,400円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	17,500円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	16,200円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	15,400円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	14,200円
		以上のもの	
長期優良新	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,500円
住宅普及築	宅性能評価機関により <u>長期</u>	住棟の総戸数が5以下	3,900円

促進法第	基	優良住宅普及促進法 第6条	(戸建を除く。) のもの	
5条第3	準	第1項第1号に掲げる基準	住棟の総戸数が6以上	3,300円
項 <u>又は第</u>		に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	
<u>4項</u> の規		条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	2,100円
定に基づ		<u>認書の交付を受けたもので</u>	上25以下のもの	
く長期優		ある場合又は長期優良住宅	住棟の総戸数が26以	1,800円
良住宅建		促進法第6条第1項第1号	上50以下のもの	
築等計画		に掲げる基準に適合した住	住棟の総戸数が51以	1,400円
の認定申		宅品確法第6条の2第4項	上100以下のもの	
請に対す		に規定する住宅性能評価書	住棟の総戸数が101	1,200円
る審査手		の交付を受けたものである	以上200以下のもの	
数料(分譲		場合	住棟の総戸数が201	1,000円
事業者単			以上300以下のもの	
独作成)			住棟の総戸数が301	800円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	47,900円
			住棟の総戸数が5以下	23,000円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	18,400円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	14,500円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	13,200円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	11,400円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	10,500円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	10,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	9,200円

		以上のもの	
増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	15,800円
改	宅性能評価機関により長期	住棟の総戸数が5以下	5,900円
築	優良住宅普及促進法 第6条	(戸建を除く。) のもの	
基	第1項第1号に掲げる基準	住棟の総戸数が6以上	5,000円
準	に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	
	条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	3,200円
	認書の交付を受けたもので	上25以下のもの	
	ある場合	住棟の総戸数が26以	2,700円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	2,100円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	1,800円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	1,500円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	1,200円
		以上のもの	
	その他の場合	戸建	71,900円
		住棟の総戸数が5以下	34,500円
		(戸建を除く。) のもの	
		住棟の総戸数が6以上	27,600円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	21,800円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	19,800円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	17,100円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	15,800円
		以上200以下のもの	

			  住棟の総戸数が201	15,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	13,900円
			以上のもの	
長期優良	新	 当該認定申請の前に、登録住	戸建	7,300円
住宅普及	築	宅性能評価機関により <u>長期</u>	  住棟の総戸数が5以下	2,500円
促進法第	基	優良住宅普及促進法 第6条	   (戸建を除く。) のもの	
8条第1	準	第1項第1号に掲げる基準	  住棟の総戸数が6以上	2,100円
項の規定		に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	
に基づく		条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	1,300円
長期優良		認書の交付を受けたもので	上25以下のもの	
住宅建築		ある場合又は長期優良住宅	住棟の総戸数が26以	1,100円
等計画の		促進法第6条第1項第1号	上50以下のもの	
変更 <u>(長期</u>		に掲げる基準に適合した住	住棟の総戸数が51以	800円
使用構造		宅品確法第6条の2第4項	上100以下のもの	
<u>等)</u> の認定		に規定する住宅性能評価書	住棟の総戸数が101	700円
申請に対		<u>の交付を受けたものである</u>	以上200以下のもの	
する審査		場合	住棟の総戸数が201	600円
手数料(同			以上300以下のもの	
法第5条			住棟の総戸数が301	500円
第 3 項 <u>又</u>			以上のもの	
は第4項		その他の場合	戸建	26,000円
の規定に			住棟の総戸数が5以下	12,100円
基づく認			(戸建を除く。)のもの	
定を受け			住棟の総戸数が6以上	9,600円
たもので、			10以下のもの	
同法第 9			住棟の総戸数が11以	7,600円
条第1項			上25以下のもの	
<u> 又は第3</u>			住棟の総戸数が26以	6,800円
<u>項</u> の規定			上50以下のもの	
に基づく			住棟の総戸数が51以	5,800円

認定を受			上100以下のもの	
けていな			住棟の総戸数が101	5,400円
いものを			以上200以下のもの	
除く。)			住棟の総戸数が201	5,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	4,700円
			以上のもの	
	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,700円
	改	宅性能評価機関により <u>長期</u>	住棟の総戸数が5以下	3,800円
	築	優良住宅普及促進法第6条	(戸建を除く。) のもの	
	基	第1項第1号に掲げる基準	住棟の総戸数が6以上	3,100円
	準	に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	
		条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	2,000円
		認書の交付を受けたもので	上25以下のもの	
		ある場合	住棟の総戸数が26以	1,600円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,200円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	1,000円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	900円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	700円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	38,700円
			住棟の総戸数が5以下	18,100円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	14,400円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	11,400円
			上25以下のもの	

İ				  住棟の総戸数が26以	10,200円
				上50以下のもの	10, 200   1
					0.700
				住棟の総戸数が51以	8,700円
				上100以下のもの	
				住棟の総戸数が101	8,100円
				以上200以下のもの	
				住棟の総戸数が201	7,700円
				以上300以下のもの	
				住棟の総戸数が301	7,100円
				以上のもの	
	長期優良	新築	基準	戸建	7,300円
	住宅普及			住棟の総戸数が5以下	2,500円
	促進法第			(戸建を除く。) のもの	
	8条第1			住棟の総戸数が6以上	2,100円
	項の規定			10以下のもの	
	に基づく			住棟の総戸数が11以	1,300円
	長期優良			上25以下のもの	
	住宅建築			住棟の総戸数が26以	1,100円
	等計画の			上50以下のもの	
	変更(長期			住棟の総戸数が51以	800円
	使用構造			上100以下のもの	
	等以外)の			  住棟の総戸数が101	700円
	認定申請			以上200以下のもの	
	に対する			住棟の総戸数が201	600円
	審査手数			以上300以下のもの	
	料(同法第			住棟の総戸数が301	500円
	5条第3			以上のもの	
	項又は第	増売		戸建	10,700円
	4項の規	1 - 1 - 5	<u> </u>	<del></del>  住棟の総戸数が5以下	3,800円
	定に基づ			(戸建を除く。)のもの	0,000 1
	く認定を				2 100⊞
				住棟の総戸数が6以上	3,100円

四月七日			10115010	
<u>受けたも</u>			10以下のもの	
ので、同法			住棟の総戸数が11以	2,000円
<u>第9条第</u>			上25以下のもの	
1項又は			住棟の総戸数が26以	1,600円
第3項の			上50以下のもの	
規定に基			住棟の総戸数が51以	1,200円
づく認定			上100以下のもの	
を受けて				
いないも			住棟の総戸数が101	1,000円
<u>のを除</u>			以上200以下のもの	
<u>&lt; 。 )</u>			住棟の総戸数が201	900円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	700円
			以上のもの	
長期優良	新	当該認定申請の前に、登録住	戸建	5,800円
住宅普及	築	宅性能評価機関により <u>長期</u>	住棟の総戸数が5以下	2,000円
促進法第	基	優良住宅普及促進法第6条	(戸建を除く。) のもの	
8条第1	準	第1項第1号に掲げる基準	住棟の総戸数が6以上	1,700円
項の規定		に適合した住宅品確法第6	10以下のもの	
に基づく		条の2第3項に規定する確	住棟の総戸数が11以	1,000円
長期優良		認書の交付を受けたもので	上25以下のもの	
住宅建築		ある場合又は長期優良住宅	住棟の総戸数が26以	900円
等計画の		促進法第6条第1項第1号	上50以下のもの	
変更 <u>(長期</u>		に掲げる基準に適合した住	住棟の総戸数が51以	700円
使用構造		宅品確法第6条の2第4項	上100以下のもの	
<u>等)</u> の認定		に規定する住宅性能評価書	住棟の総戸数が101	600円
申請に対		の交付を受けたものである	以上200以下のもの	
する審査		<u>場合</u>	住棟の総戸数が201	500円
手数料(同			以上300以下のもの	
法第5条			住棟の総戸数が301	400円
第 3 項 <u>又</u>			以上のもの	~~~14
			<u> </u>	

は第4項		その他の場合	戸建	24,400円
の規定に			住棟の総戸数が5以下	11,600円
基づく認			(戸建を除く。) のもの	
定を受け			住棟の総戸数が6以上	9,200円
たもので、			10以下のもの	
同法第 9			住棟の総戸数が11以	7,300円
条第1項			上25以下のもの	
又は第3			住棟の総戸数が26以	6,600円
<u>項</u> の規定			上50以下のもの	
に基づく			住棟の総戸数が51以	5,700円
認定を受			上100以下のもの	
けていな			住棟の総戸数が101	5,200円
いものに			以上200以下のもの	
限る。)			住棟の総戸数が201	5,000円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	4,600円
			以上のもの	
	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	8,400円
	改	宅性能評価機関により <u>長期</u>		
	築	優良住宅普及促進法 第6条	住棟の総戸数が5以下	3,000円
	基	第1項第1号に掲げる基準	(戸建を除く。) のもの	
	準	に適合した住宅品確法第6	住棟の総戸数が6以上	2,500円
		条の2第3項に規定する確	10以下のもの	
		認書の交付を受けたもので	住棟の総戸数が11以	1,600円
		ある場合	上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	1,300円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,000円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	900円
			以上200以下のもの	

11		1		<b>-</b>
			住棟の総戸数が201	700円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	600円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	36,400円
			住棟の総戸数が5以下	17,300円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	13,800円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	10,900円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	9,900円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	8,500円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	7,900円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	7,500円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	6,900円
			以上のもの	
長期優良	新多	&基準	戸建	5,800円
住宅普及			住棟の総戸数が5以下	2,000円
促進法第			(戸建を除く。)のもの	
8条第1			住棟の総戸数が6以上	1,700円
項の規定			10以下のもの	
に基づく			住棟の総戸数が11以	1,000円
長期優良			上25以下のもの	
住宅建築			住棟の総戸数が26以	900円
等計画の			上50以下のもの	
1 1	I			1

変更(長期		住棟の総戸数が51以	700円
使用構造		上100以下のもの	
等以外)の		住棟の総戸数が101	600円
認定申請		以上200以下のもの	
に対する		住棟の総戸数が201	500円
審査手数		以上300以下のもの	
料(同法第		住棟の総戸数が301	400円
5条第3		以上のもの	
項又は第	増改築基準	戸建	8,400円
4項の規		住棟の総戸数が5以下	3,000円
定に基づ		(戸建を除く。) のもの	
く認定を		住棟の総戸数が6以上	2,500円
受けたも		10以下のもの	
ので、同法		住棟の総戸数が11以	1,600円
第 9 条第		上25以下のもの	
1項又は		住棟の総戸数が26以	1,300円
第3項の		上50以下のもの	
規定に基		住棟の総戸数が51以	1,000円
づく認定		上100以下のもの	
を受けて		住棟の総戸数が101	900円
いないも		以上200以下のもの	
のに限		住棟の総戸数が201	700円
<u>る。)</u>		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	600円
		以上のもの	
長期優良	新築基準	戸建	6,000円
住宅普及		住棟の総戸数が5以下	2,000円
促進法第		(戸建を除く。) のもの	
9条第1		住棟の総戸数が6以上	1,500円
項 <u>又は第</u>		10以下のもの	
3項の規		住棟の総戸数が11以	1,000円

定に基づ		上25以下のもの	
く長期優		住棟の総戸数が26以	800円
良住宅建		上50以下のもの	00011
製等計画   築等計画		住棟の総戸数が51以	500円
の変更の		上100以下のもの	900□
認定申請		住棟の総戸数が101	500 III
に対する			500円
審査手数		以上200以下のもの	400 III
料(譲受人		住棟の総戸数が201	400円
符(曦文八   決定時)		以上300以下のもの	000
(人) (尺)		住棟の総戸数が301	300円
		以上のもの	
	増改築基準	戸建	8,000円
	<b>省以</b> 架基		
		住棟の総戸数が5以下	2,600円
		(戸建を除く。)のもの	2 222 H
		住棟の総戸数が6以上	2,000円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	1,400円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	1,000円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	700円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	600円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	500円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	400円
		以上のもの	
長期優良		戸建	3,000円
住宅普及		住棟の総戸数が5以下	1,000円

促進法第		(戸建を除く。) のもの	
10条の		住棟の総戸数が6以上	800円
規定に基		10以下のもの	
づく計画		住棟の総戸数が11以	400円
の認定を		上25以下のもの	
受けた者		住棟の総戸数が26以	400円
が有して		上50以下のもの	
いた計画		住棟の総戸数が51以	300円
の認定に		上100以下のもの	
基づく地		住棟の総戸数が101	200円
位を承継		以上200以下のもの	
する場合		住棟の総戸数が201	200円
における		以上300以下のもの	
地位の承		住棟の総戸数が301	100円
継の承認		以上のもの	
申請に対			
する審査			
手数料			
長期優良住物	宅普及促進法第18条第1項の規定	に基づく容積率に関す	<u>160,000</u>
る特例の許可	可の申請に対する審査手数料		<u>円</u>
備考(略	5)		

	改正前				
別表第6(	第3条	等1項関係)			
		種類		額	
長期優良	新	当該認定申請の前に、住宅の	戸建	6,700円	
住宅普及	住宅普及 築 品質確保の促進等に関する				
促進法第	基	法律(平成11年法律第81	住棟の総戸数が5以下	2,700円	
5条第1	準	号) に規定される登録住宅性	(戸建を除く。)のもの		
項 <u>及び</u> 第		能評価機関(以下「登録住宅	住棟の総戸数が6以上	2,400円	
2項の規		性能評価機関」という。)に	10以下のもの		

定に基づ	より長期優良住宅普及促進	住棟の総戸数が11以	1,300円
く長期優	法第6条第1項第1号、第2	上25以下のもの	
良住宅建	<u>号及び第4号</u> に掲げる基準	住棟の総戸数が26以	1,200円
築等計画	に <u>適合していると認められ</u>	上50以下のもの	
の認定申	ている場合	住棟の総戸数が51以	1,100円
請に対す		上100以下のもの	
る審査手		住棟の総戸数が101	900円
数料		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	700円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	600円
		以上のもの	
	当該認定申請の前に、同法第	戸建	17,200円
	6条第1項第1号に掲げる	住棟の総戸数が5以下	12,700円
	基準に適合した住宅の品質	(戸建を除く。)のもの	
	確保の促進等に関する法律	住棟の総戸数が6以上	10,200円
	第6条第1項に規定する設	10以下のもの	
	計住宅性能評価書の交付を	住棟の総戸数が11以	7,700円
	受けたものである場合	上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	6,600円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	5,000円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	4,600円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	4,200円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	3,800円
		<u>以上のもの</u>	
	その他の場合	戸建	50,600円
		住棟の総戸数が5以下	23,800円

			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	19,000円
			10以下のもの	10,000 1
			住棟の総戸数が11以	15,000円
			上25以下のもの	15,000 1
			住棟の総戸数が26以	12 500⊞
				13,500円
			上50以下のもの	11 600 11
			住棟の総戸数が51以	11,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	10,700円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	10,200円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	9,400円
			以上のもの	
	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,100円
	改	宅性能評価機関により同法	住棟の総戸数が5以下	4,000円
	築	第6条第1項第1号、第2号	(戸建を除く。) のもの	
	基	及び第4号に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	3,600円
	準	適合していると認められて	10以下のもの	
		<u>いる場合</u>	住棟の総戸数が11以	2,000円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	1,900円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	1,300円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	1,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	900円
			— pr - n= 1 / // / 0 0 0 1	

			以上のもの	
		その他の場合	戸建	75,900円
			住棟の総戸数が5以下	35,700円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	28,600円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	22,600円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	20,200円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	17,400円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	16,100円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	15,300円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	14,100円
			以上のもの	
長期優良	新	当該認定申請の前に、登録住	戸建	6,700円
住宅普及	築	宅性能評価機関により <u>同法</u>		
促進法第	基	第6条第1項第1号、第2号	住棟の総戸数が5以下	2,700円
5条第3	準	<u>及び第5号</u> に掲げる基準に	(戸建を除く。) のもの	
項の規定		適合していると認められて	住棟の総戸数が6以上	2,400円
に基づく		<u>いる場合</u>	10以下のもの	
長期優良			住棟の総戸数が11以	1,300円
住宅建築			上25以下のもの	
等計画の			住棟の総戸数が26以	1,200円
認定申請			上50以下のもの	
に対する			住棟の総戸数が51以	1,100円
審査手数			上100以下のもの	
料(分譲事			住棟の総戸数が101	900円

業者単独		以上200以下のもの	
作成)		住棟の総戸数が201	700円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	600円
		以上のもの	
	当該認定申請の前に、同法第	<u>戸建</u>	10,500円
	6条第1項第1号に掲げる	住棟の総戸数が5以下	10,500円
	基準に適合した住宅の品質	_(戸建を除く。) のもの	
	確保の促進等に関する法律	住棟の総戸数が6以上	8,500円
	第6条第1項に規定する設	10以下のもの	
	計住宅性能評価書の交付を	住棟の総戸数が11以	6,300円
	受けたものである場合	<u>上25以下のもの</u>	
		住棟の総戸数が26以	5,700円
		<u>上50以下のもの</u>	
		住棟の総戸数が51以	4,500円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	4,100円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	3,700円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	3,300円
		以上のもの	
	その他の場合	戸建	43,800円
		住棟の総戸数が5以下	21,600円
		(戸建を除く。) のもの	
		住棟の総戸数が6以上	17,400円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	13,700円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	12,600円
		上50以下のもの	

			  住棟の総戸数が51以	11,000円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	10,200円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	9,700円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	8,900円
			以上のもの	
	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,100円
	改	宅性能評価機関により <u>同法</u>	住棟の総戸数が5以下	4,000円
	築	第6条第1項第1号、第2号	(戸建を除く。) のもの	
	基	<u>及び第5号</u> に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	3,600円
	準	適合していると認められて	10以下のもの	
		<u>いる場合</u>	住棟の総戸数が11以	2,000円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	1,900円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	1,300円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	1,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	900円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	65,800円
			住棟の総戸数が5以下	32,400円
			(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	26,100円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	20,600円

I I	İ	I	ı	I I
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	18,900円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	16,500円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	15,300円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	14,600円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	13,400円
			以上のもの	
長期優良	新	当該認定申請の前に、登録住	戸建	6,700円
住宅普及	築	宅性能評価機関により <u>同法</u>	住棟の総戸数が5以下	2,700円
促進法第	基	第6条第1項第1号、第2号	(戸建を除く。) のもの	
8条第1	準	及び第4号に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	2,400円
項の規定		適合していると認められて	10以下のもの	
に基づく		<u>いる場合</u>	住棟の総戸数が11以	1,300円
長期優良			上25以下のもの	
住宅建築			住棟の総戸数が26以	1,200円
等計画の			上50以下のもの	
変更の認			住棟の総戸数が51以	1,100円
定申請に			上100以下のもの	
対する審			住棟の総戸数が101	900円
查手数料			以上200以下のもの	
(同法第			住棟の総戸数が201	700円
5条第3			以上300以下のもの	
項の規定			住棟の総戸数が301	600円
に基づく			以上のもの	
認定を受		当該認定申請の前に、同法第	<u>戸建</u>	12,000円
けたもの		6条第1項第1号に掲げる	住棟の総戸数が5以下	7,700円
で、同法第		<u>基準に適合した住宅の品質</u>	_(戸建を除く。) のもの	
	l	l	<u> </u>	1

9条第1	確保の促進等に関する法律	住棟の総戸数が6以上	6,300円
項の規定	第6条第1項に規定する設	10以下のもの	
に基づく	計住宅性能評価書の交付を	住棟の総戸数が11以	4,500円
認定を受	受けたものである場合	上25以下のもの	
けていな		住棟の総戸数が26以	3,900円
いものを		上50以下のもの	
除く。)		住棟の総戸数が51以	3,000円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	2,700円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	2,400円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	2,200円
		<u>以上のもの</u>	
	その他の場合	戸建	28,600円
		住棟の総戸数が5以下	13,200円
		(戸建を除く。) のもの	
		住棟の総戸数が6以上	10,700円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	8,200円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	7,400円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	6,300円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	5,800円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	5,400円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	5,000円
		以上のもの	

増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,100円
改	宅性能評価機関により <u>同法</u>	住棟の総戸数が5以下	4,000円
築	第6条第1項第1号、第2号	(戸建を除く。) のもの	
基	<u>及び第4号</u> に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	3,600円
準	適合していると認められて	10以下のもの	
	<u>いる場合</u>	住棟の総戸数が11以	2,000円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	1,900円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	1,600円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	1,300円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	1,100円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	900円
		以上のもの	
	その他の場合	戸建	43,000円
		住棟の総戸数が5以下	19,900円
		(戸建を除く。) のもの	
		住棟の総戸数が6以上	16,100円
		10以下のもの	
		住棟の総戸数が11以	12,300円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	11,100円
		上50以下のもの	
		住棟の総戸数が51以	9,500円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	8,700円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	8,200円

			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	7,500円
			以上のもの	1,00011
   長期優良	新	 当該認定申請の前に、登録住	戸建	6,700円
	築	宅性能評価機関により同法	住棟の総戸数が5以下	
	基	第6条第1項第1号、第2号		2,700円
			(戸建を除く。)のもの	0.400
8条第1	準	及び第5号に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	2,400円
項の規定		適合していると認められて	10以下のもの	
に基づく		<u>いる場合</u>	住棟の総戸数が11以	1,300円
長期優良			上25以下のもの	
住宅建築			住棟の総戸数が26以	1,200円
等計画の			上50以下のもの	
変更の認			住棟の総戸数が51以	1,100円
定申請に			上100以下のもの	
対する審			住棟の総戸数が101	900円
查手数料			以上200以下のもの	
(同法第			住棟の総戸数が201	700円
5条第3			以上300以下のもの	
項の規定			住棟の総戸数が301	600円
に基づく			以上のもの	
認定を受		 当該認定申請の前に、同法第	戸建	8,600円
けたもの		6条第1項第1号に掲げる	 住棟の総戸数が5以下	6,600円
で、同法第		基準に適合した住宅の品質	(戸建を除く。) のもの	
9条第1		確保の促進等に関する法律	住棟の総戸数が6以上	5,400円
項の規定		第6条第1項に規定する設	10以下のもの	0, 100/1
に基づく		計住宅性能評価書の交付を	住棟の総戸数が11以	3 800⊞
認定を受		受けたものである場合		3,800円
けていな		<u> 又いに U ツ C め 3 勿 口</u>	上25以下のもの	9 400 H
いものに			住棟の総戸数が26以	3,400円
R る。)			<u>上50以下のもの</u>	
			住棟の総戸数が51以	2,800円
			上100以下のもの	

		住棟の総戸数が101	2,500円
		以上200以下のもの	2,000,1
		住棟の総戸数が201	2,200円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	1,900円
		以上のもの	
-	その他の場合	戸建	25,300円
		 住棟の総戸数が5以下	12,100円
		(戸建を除く。)のもの	12, 100, 1
		住棟の総戸数が6以上	9,900円
		10以下のもの	3,000,0
		住棟の総戸数が11以	7,500円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	6,900円
		上50以下のもの	
		生棟の総戸数が51以	6,000円
		上100以下のもの	
		住棟の総戸数が101	5,500円
		以上200以下のもの	
		住棟の総戸数が201	5,200円
		以上300以下のもの	
		住棟の総戸数が301	4,700円
		以上のもの	
増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,100円
改	宅性能評価機関により <u>同法</u>	住棟の総戸数が5以下	4,000円
築	第6条第1項第1号、第2号	(戸建を除く。) のもの	
基	<u>及び第5号</u> に掲げる基準に	住棟の総戸数が6以上	3,600円
準	適合していると認められて	10以下のもの	
	いる既存住宅の場合	住棟の総戸数が11以	2,000円
		上25以下のもの	
		住棟の総戸数が26以	1,900円

1	1	1 1	1	1	1
				上50以下のもの	
				住棟の総戸数が51以	1,600円
				上100以下のもの	
				住棟の総戸数が101	1,300円
				以上200以下のもの	
				住棟の総戸数が201	1,100円
				以上300以下のもの	
				住棟の総戸数が301	900円
				以上のもの	
			その他の場合	戸建	37,900円
				住棟の総戸数が5以下	18,200円
				(戸建を除く。) のもの	
				住棟の総戸数が6以上	14,800円
				10以下のもの	
				住棟の総戸数が11以	11,300円
				上25以下のもの	
				住棟の総戸数が26以	10,400円
				上50以下のもの	
				住棟の総戸数が51以	9,100円
				上100以下のもの	
				住棟の総戸数が101	8,300円
				以上200以下のもの	
				住棟の総戸数が201	7,900円
				以上300以下のもの	
				住棟の総戸数が301	7,100円
				以上のもの	
	長期優良	新	当該認定申請の前に、登録住	戸建	6,700円
	住宅普及	築	宅性能評価機関により同法	住棟の総戸数が5以下	2,700円
	促進法第	基	第8条第2項の規定により	(戸建を除く。) のもの	
	9条第1	準	準用する同法第6条第1項	住棟の総戸数が6以上	2,400円
	項の規定		第4号に掲げる基準に適合	10以下のもの	
•	•			•	

に基づく		していると認められている	  住棟の総戸数が11以	1,300円
長期優良		場合	上25以下のもの	
住宅建築				1,200円
等計画の			上50以下のもの	
変更の認				1,100円
定申請に			上100以下のもの	
   対する審			住棟の総戸数が101	900円
直手数料			以上200以下のもの	
(譲受人				700円
決定時)			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	600円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	13,500円
			住棟の総戸数が5以下	4,900円
			_(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	4,000円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	2,700円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	2,100円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	1,400円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	1,200円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	1,000円
			<u>以上のもの</u>	
	増	当該認定申請の前に、登録住	戸建	10,100円
	改	宅性能評価機関により同法	住棟の総戸数が5以下	4,000円

\$2	築	第8条第2項の規定により	(戸建を除く。) のもの	
1	基	準用する同法第6条第1項	住棟の総戸数が6以上	3,600円
<u> </u>	準	第4号に掲げる基準に適合	10以下のもの	
		していると認められている	住棟の総戸数が11以	2,000円
		<u>場合</u>	上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	1,900円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	1,600円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	1,300円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	1,100円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	900円
			以上のもの	
		その他の場合	戸建	20,200円
			住棟の総戸数が5以下	7,400円
			_(戸建を除く。) のもの	
			住棟の総戸数が6以上	6,100円
			10以下のもの	
			住棟の総戸数が11以	4,000円
			上25以下のもの	
			住棟の総戸数が26以	3,200円
			上50以下のもの	
			住棟の総戸数が51以	2,500円
			上100以下のもの	
			住棟の総戸数が101	2,100円
			以上200以下のもの	
			住棟の総戸数が201	1,800円
			以上300以下のもの	
			住棟の総戸数が301	1,500円

		<u>以上のもの</u>	
長期優良		戸建	6,700円
住宅普及		住棟の総戸数が5以下	2,700円
促進法第		(戸建を除く。) のもの	
10条の		住棟の総戸数が6以上	2,400円
規定に基		10以下のもの	
づく計画		住棟の総戸数が11以	1,300円
の認定を		上25以下のもの	
受けた者		住棟の総戸数が26以	1,200円
が有して		上50以下のもの	
いた計画		住棟の総戸数が51以	1,100円
の認定に		上100以下のもの	
基づく地		住棟の総戸数が101	900円
位を承継		以上200以下のもの	
する場合		住棟の総戸数が201	<u>700円</u>
における		以上300以下のもの	
地位の承		住棟の総戸数が301	600円
継の承認		以上のもの	
申請に対			
する審査			
手数料			
備考 (略	)		

附則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(都市整備部建築指導課)